

大和市告示第11号

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年1月25日

大和市長 大 木 哲

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（平成27年大和市告示第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1放課後児童健全育成事業の運営に必要な経費の項中「1,424,000円」を「1,447,000円」に、「26,500円」を「27,000円」に、「3,706,000円」を「3,744,000円」に、「26,000円」を「25,500円」に、「30,000円」を「31,500円」に、「292,000円」を「298,000円」に、「131,000円」を「134,000円」に改め、同表障がい児童の受入れ強化促進に必要な経費の項中「1,712,000円」を「1,748,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定に基づいて平成28年4月1日以後の分として交付を受けた補助金は、改正後の要綱の規定による補助金の内払とみなす。